

## 議会運営委員会 行政調査報告書

- 1 調査期間  
平成26年5月8日(木)から5月9日(金)まで
- 2 調査先及び調査概要  
福島県会津若松市  
「議会運営について」
- 3 参加委員  
委員長 樋口敏郎  
副委員長 おおこし勝広  
委員 佐藤篤  
委員 福田はるみ  
委員 高橋正利  
委員 細田一夫  
委員 山本亨  
委員 西 恭三郎
- 4 調査概要  
別紙のとおり

# 調査概要 【会津若松市】

## 1 市の概要

会津若松市は、福島県の西部、会津盆地の東南にあり、平成 26 年 4 月 1 日現在の人口は 123,823 人で、面積は 383.03 平方キロメートルである。内陸盆地特有の気候を有し、冬季は降雪量が多く年間の降雪の深さ合計は約 500 センチメートルであり、春と秋は日中と夜間の気温差が激しい。

明治 32 年に「若松市」として県内初の市制を施行し、昭和 30 年に近隣 7 カ村と合併して市名を「会津若松市」と改めた。その後、平成 16 年に北会津村と合併し、さらに同 17 年に河東町と合併し、福島県西部の中心都市となっている。平成 25 年 3 月の東日本大震災による東京電力福島第 1 原子力発電所の事故のため、双葉郡大熊町の役場機能が市内に移転し、同町民の受け入れが行われている。

江戸時代は会津松平藩の城下町として栄え、白虎隊や戊辰戦争に象徴される鶴ヶ城や飯盛山などの名所旧跡が残り、多くの観光客が訪れる。また、酒・漆器等の地場産業、I C 関連先端産業が集積する工業都市でもある。

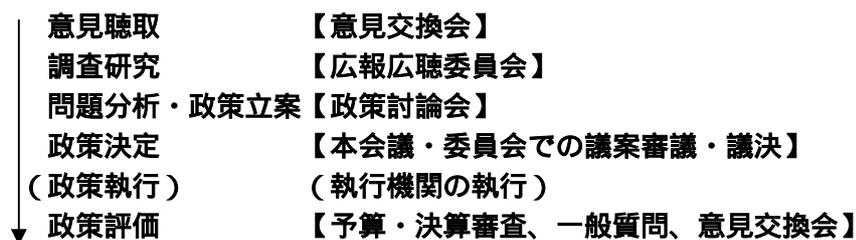
(参考資料 / 平成 26 年度議会のしおり ほか)

## 2 調査事項

### (1) 議会運営について

#### ア 「市民との意見交換会」

##### (ア) 会津若松市議会における政策形成サイクルの流れ



##### (イ) 政策形成サイクルの主要 3 ツール

#### a 市民との意見交換会

「議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うため、市民との意見交換会を開催しなければならない。」(会津若松市議会基本条例第 5 条第 6 項)

#### b 広報広聴委員会

「議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。」(同条例第 6 条第 1 項)

#### c 政策討論会

「議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。」(同条例第 13 条第 1 項)

##### (ウ) 政策形成サイクルによる具体的実践(鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想(素案)の再考)

鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想(素案)が平成 21 年 2 月に市長から提示され、同年 5 月に市議会内に同構想(素案)に係る検討委員会を設置した。この検討委員会における会議をはじめ、関係当事者との意見交換、現地視察、市内 15 会場での市民との意見交換会などで 7 カ月にわたり議会が市民と直接向き合い、精力的な検討を重ねた。

その結果、検討委員会としては、同構想(素案)は再考が必要であるとの判断に至り、同年 12 月に最終報告が行われ、12 月定例会において「鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想(素案)の再考に関する決議」を議決した。

### 3 主な質疑応答等

Q：議会の中に会派をつくらせて、そこに首長がいろいろな形で介入して、議会を会派別に分裂させておいたほうがやりやすいんだと揶揄的に言う学者もいっぱいいるんです。議会が一本に意見をまとめて首長と対決すれば、議決権という大変重要な権限をもって対応することが可能なんだと、盛んにいろんな学者が言ってます。

しかし、なぜ会派が構成されるのか。国会が政党政治で議院内閣制をとっている関係もあって、基本的な理念なんかの政策的な違いというのはいっぱいあります。そこは地方議会で意見をまとめようということになっても、まとまらない部分っていっぱいあると思うんです。

昨日の意見交換会でもあったように、「街灯をどうにかしてくれ」とか「下水をどうこうしてくれ」とか、そういう問題ではみんな一致するんです。地方議会で政党・会派が分かれていても、議案の大体8割ぐらいは全会一致になるわけですけど、その辺に問題があるわけじゃなくて、残りの部分です。今も説明があった調整区域との関係なんかの扱いについては、農業政策の根幹にかかわる問題です。都市政策そのものにかかわる調整区域をどうするかという問題は重要になってくるわけですから、基本的な理念の違いというのが出てくる。これは一本化できません。そこがまた議会というところの、ひとつの長所であり短所であるわけなんです。

いわゆる会派、言い換えれば政党の根本的な違いをどうやって調整されるのか。住民のもっている地域の素朴な要求とありますが、そういう問題について一致点を見出せるところから努力していけばいいということなのか。

特に地方の場合には政党を名乗った会派は少ないですよ。ほとんどが「市民クラブ」だとかいう形で、その会派の議員が個人的には政党に所属してるのかもしれないけど、議員となった場合には政党を名乗らない方が地方の場合は多いです。そういうところは、一致点を見出す可能性もあるのだらうと思いますが。

昨日も意見交換会の中で、「国民健康保険料や後期高齢者医療保険料や介護保険料が支出の4割以上を占めてるじゃないか」と。「これをもうちょっと下げられないのか」と、土木費との関係で言われてましたよね。しかし、これは国の法律のもとで国庫負担金の削減がずっとされてきて、48%から25%まで下げられた。それが地方自治体に負担転嫁をさせられ、保険料という形ではね返ってきている問題があります。その辺には昨日の議論の中では深入りされなかった。そういう基本的な違いは、どう見るのか。「道路に穴があいたからふさいでくれ」というのは誰も反対する人はいないし、行政がやるのは当たり前だ。そのくらいの予算は担保しなきゃいけないという問題はあるわけですから。そうじゃない基本的な問題での一致点をどうやって見出すのか、ちょっと私には見えない。そこは今の到達点の中でどうなのか。もっと言えば民度の問題にもなってくるわけです。どのように捉えておられるのか。

A：おっしゃるとおり議員は政治家ですから、ある程度バックに政党を抱えていたり、そういう中で会派をつくっていたり、特に都市部はそういう傾向が非常に強いと思います。地方も、自民党系だったり公明党系だったり、それなりに政党に近い活動をしていて、そういう集合体で会派をつくっているのは現実です。

地方自治法がそう言ってるからとか学者の先生が「二元代表制だ」と言ってるからとか殊更主張するつもりはまったくなくて、現実到我々議会の役割として、政党のために議会活動をやっているということじゃないと思うんです。地方議員の場合は特に、住民のためにやっているというのが根本だと思います。上から指示があるからこういう形で議決するんだとか、首長の支持者だから首長が出した議案は賛成するんだとか、二元代表制と議会という制度を無視した形で、俺は首長の後輩だから賛成するとか、そういうのはあります。だけど、多数決をとらないといろんな住民からの要望に応えられないという議会の弱点があります。首長は一人で議案の提案者になれますけど、議会は過半数ないといろんな住民要望に応えられない。これは制度として現実にあると思うんです。昨日の意見交換会の中で出てましたが、行政で予算化されてくるものの中の恐らく八、九割は、「私は自民党だから」とか「私は共産党だから」ということで賛否が決まる政策だったり事業だったりではないと思うんです。

ただ、国保とか住民基本台帳とか、そういうものの予算については、会津若松市議会もそうですが、共産党さんなんかは特に反対されるという傾向はあるので、そういう案件も確かにあります。

しかし、たいがいのものについては党派を別にして住民の要望に応じていくことは可能だと思えます。道路や、昨日の意見交換会で要望があった街灯のようなものばかりじゃなくて、説明にもありましたけど、学校の建設の問題であったり住宅の建設の問題であったり農業政策の問題であったり。住民の方々がいろんな面で必要としていたり望んでいたりする政策テーマについて、党派を超えて住民のためにどういう政策を議会としてつくり上げていけばいいかという議論はできるはずですよ。

昨日、西委員から話がありました中小企業振興基本条例などは過去に墨田区議会で議員から提案がされた。けれども、それを区長のほうが取っちゃって提案して可決したんでしょうけど、それだって議会のみんなで議論をして、こういう条例をつくらうということで議会提案でつくるということも可能だと思えます。むしろそうしていくべきだと思えます。そういう議会としての風土をつくっていくのが大事だと思えます。

会津若松市議会は市民との意見交換会の回を重ねるごとに、党派とか所属の委員会とか、そういう方々が万遍なく入る形で意見交換会の班構成をしております。ああいう形で市民の前に出ますと、自分は何党だからこれについては賛成だとか反対だとかいう説明は、まずあり得ないです。たいがいの案件については、市民からすれば議員が何党であろうが関係ないんです。議会としてどうやってくれるのか、行政としてどうやってくれるのかという議論になりますし、市民が望んでいるのはまさにそのことです。市民との意見交換会から吸い上げられたいろんな課題、テーマ、こういうものを解決していくためには、党派にこだわっていたんでは、ひとつの政策づくりができません。

会津若松市議会が議会基本条例の中でもうたっているのは、まさにそれをするための議員間討議です。いろんな党派の方が万遍なく入って委員会を構成していると思えますけど、そういう委員会にふられたテーマについては、党派を超えて議論する形になると思えます。議員間討議を特別に強調して説明はしませんでしたけど、政策づくりには議員と議員が話し合う議員間討議が一番重要だと思っております。ですので、議会基本条例の中心に据えているのも議員間討議です。議員間討議をして合意形成をしながら、議会としての政策提言をしていかないと、いくら議会でいいことを言っても執行機関は通さない。

会津若松市議会が議会基本条例をつくって、こういう取組をする前は、政策の提言は各議員とか各会派の代表者の一般質問とか代表質問で、「こうしたらどうだ」「ああしたらどうだ」というのを質問していくという状況でした。それが通るのかというと、市長部局は「参考にさせていただきます」で終わりです。それが実現するかというと、まったく実現せず、市長部局がつくった計画、方針に基づいてそのままいってしまう。議員は質問したことで満足してる。「俺は言った。だけど、市長部局がやってくれない」ということの繰返しです。

本当に代表的な政策で、たとえば市長部局側がやろうとしてるものが少し違い、議会として修正をかけなくちゃならないときには、当然過半数で議決すれば修正がかけられるわけです。それについて議員間討議をせずにやると、一議員が指摘して終わり、市長部局からしても一議員が言っているのだから、そのまま聞き置くだけという形で、何ら変わらないということが会津若松市でも続いてきました。その結果、財政難にも陥りました。そういう反省から、議員同士がよく話をして合意形成をして、止めるべき事業は止める、やるべきものはやる、修正をかけるものは修正をかけるというように議会がしていけないと、議会本来の役目を果たせないです。そういうことで、こういう議会基本条例をつくりました。

どうしても政党が持っている理念とか考え方がありますので、議員間討議をして合意形成に向けてやっても譲れないものは譲れないということは当然あります。最後は議会として賛否を決めるというのがルールですので、やむを得ないですが、それにしてもぎりぎりまで議員間で話をしながら採決に向けて話し合っていくということをやっています。

会津若松市議会で、会派って、どういう役割をするんだろうかっていうことについては、

会派は人を育てていくものだ。政党として、地方議会に運動のための議員がいたほうがいいというのもあるのかもしれませんが、それは別にして、議会として考えた場合の会派は、議員同士が育っていくためのもの、たとえば後輩の議員が入ってきたときには会派で面倒を見て一人前になるように育てていくとか。そういう会派の中での教育力というのは大事だと思っています。そういう面で、会派というのは必要ではないかと思えます。そのような形で二元代表制の中で会派も生かしながら、会派間の垣根を低くして行っているという状況です。

Q：委員会別の政策討論会を立ち上げて議員間討議を行い、議員の間の合意形成を図っていくというご努力は大変参考になる。提起された一定の課題について、住民からの声でなくても問題意識を持っていることについて議論して合意形成を図るというのは当然のことなんです。これを具体的に条例に位置づけてらっしゃるということですから、これについては是非勉強させてもらいたいなと。ただ、議会というのは、どうマジョリティを形成するか。

A：会津若松市議会は共産党さんを経由してくる陳情が結構あります。昔ですと、恐らく特に議論も深くしないで不採択にして終わりみたいなことを続けていたかと思われま。今は、賛成できるものについては全議員で賛成しているし、陳情のこの部分はちょっとだめだなというのがあれば、陳情者が削除してもいいということであれば、そこを削除して採択するという形で、「どこから陳情が出たから」みたいにこだわるのはなくなってきました。陳情者の方も、仮に不採択になったとしても十分な議員間討議を見て非常に納得して帰られる。そういうふうになってきています。

A：資料の8ページの議会基本条例の第4条に「会派」とあります。会津若松市議会が基本条例をつくったときに、大学の先生から「何でこんな条文をつくるんだ」と言われました。「議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成するものとする」という規定です。学者の先生方は、会派は右ならえ主義で言い訳にするための機関だろうと思ってます。しかし、会津若松市議会はそうは思いません。1人会派でも2人会派でも会津若松市議会は長年認めてきました。交渉会派は3名からです。1人会派でも2人会派でも各派代表者会議にはオブザーバー参加とし、委員外議員としての発言を認めています。議会運営委員会もそうです。今、会津若松市議会に2人会派は3会派あります。合計で6人です。6人を会派として認めなかったら、それらの議員の活動はどうするんですかと。議員間討議の内容が2人会派に伝わらないので、事務局が伝えるというのではいけないだろうと。会派は政策集団という位置付けです。そうなってくると、会派間は仲良くなってしまいます。市民との意見交換会に行ったときに答えるのは我々議員です。各議員に得意、不得意の分野がありますから、互いに顔を見て誰が答弁するかということになります。

もうひとつ、特に議論になったのが税条例の改正です。税を上げるというと必ず反対が賛成かなんです。それだけでいいのかという問題提起をしています。国の制度なんです、根幹にあるのは、自治体が従わざるを得ないこともあります。そこで終わるのではなくて、自治体として、議会としてできることは何なのか。

国民健康保険については、固定資産も評価額に入ってるんです。現実問題として、働いてなくても土地を所有して持ち家だと保険料が高くならざるを得ない。そんなに年金をもらってないのに高い保険料を払わねばならないということがあります。そこで議論してきたのは、その固定資産の評価についての基準を見直せと。そういうことをやって、今見直しが少しされています。福島県内の自治体では、それをまったく見直していないところもあります。そういうところを学んできて、税率改正のときに国の制度はやむを得ないけれども、議会ができることは何なのかということを議員間討議でやる。

やはり党派は違うんです。しかし、一方で決議案として国に働きかけようということもあります。自治体に対して、「この制度は疲弊してるから何とかしなさい」という決議を上げるということは、議案についての議決があった後に出てきます。そういうことを含めて議員間討議をしながらつくりあげています。一部では会派で賛否は分かれますけど、主権者である市民のためになるのであれば、我々は課題を持ち寄りやりましょうということをやっています。そういう中で少しずつ理解が進んでるのかと思えます。

Q：御市は議会改革の中で特に政策形成サイクルを確立したということ、全国的に大学の先生とかがあちこちの講演等で紹介してくださり、本にもなってるんで有名になってると思うんです。その政策形成サイクルについて若干お聞きしたいんですが、基本フレームを見ると「問題の発見」は市民との意見交換会が起点になってます。ところが、現実には住民も気が付かない課題を議員が見つかる、あるいは法律が改正されますから、行政のほうでいろいろ検討し始めることに対して議会から提言をするということもあろうかと思うんです。すべて市民との意見交換会から課題を見つけるということではないと思うんです。各議員が「このことを検討したらどうか」というのを、政策討論会の中で提言する仕組みはあるのか。

それと、基本的なひとつの政策形成サイクルの期間は1年なのか2年なのか。これは常任委員の任期とか、そういうのとも関係してくるかもしれないですけど、この期間について、ご説明いただきたいと思います。

A：資料の31ページに政策討論会に関する規程があります。その第6条に「政策討論会の討論テーマは、あらかじめ議長に提案しなければならない」という規定があります。誰が提案できるのかというのが第7条です。「議員は、討論テーマを提出しようとするときは、その提案理由、資料等を添え、議員2人以上の連署とともに議長に提出するものとする」、「3人以上の議員で構成する会派が討論テーマを提出しようとするときは、その提案理由、資料等を添え、会派の代表者が議長に提出するものとする」という規定です。つまり、会派は政策集団ですから、会派からの提出でもいいんです。2人会派の場合、提出できないのかということになりますから、会派を超えて3人以上で提出する。議長はこれを受けて、今度は各派代表者会議、広報広聴委員会に諮って、どこでどういうふうに検討しますかということを決めていくシステムになっています。

期間についてです。会津若松市議会は正副議長と各常任委員の任期は2年としております。ですから、2年ごとに中間報告を行います。中間報告をまとめて全体会で報告し、議長に提出して申し送る。2年経ったら常任委員は変わりますから、分科会を開会して委員長のもとで「申し送られた事項があったけど、どうしますか」と。「やりましょう」ということを確認して再度やります。ある程度中間報告でまとまって完結しようとするときは、「今度はどのテーマにしますか」ということになります。今までやってきたテーマで積み残しもあります。それをやってもいいですし、新たなテーマをやることも可能です。最終的には分科会で協議をしてほとんどが全員一致です。ただし、中には多数決で決めるものもございます。

A：緊急的なものもありますので、そういうものは特別委員会を設置してやっていくということになります。ちなみに昨日の意見交換会を見ていただいて分かったと思うんですけど、どっちかと言うと参加者には年配の方、地区の町内会の会長さんとか役員の方が多いです。資料の27ページを見ていただきますと分かりますが、ああいう形での地区別意見交換会のほか、分野別意見交換会という形で幼稚園協会・保育協会とか障害者の方とか、通常、地区別意見交換会に来ないような方々の意見とか要望なんかをも吸い上げる取組をさせていただいています。

Q：常任委員会、あるいは議会運営委員会は公開だと思うんですが、広報広聴委員会とか政策討論会は公開なのか非公開なのか、教えていただきたい。

A：すべて原則として公開です。ただし、お知らせする手段がないので、一応メールとかで配信してますが、なかなか傍聴に来ていただけないのが現状です。

Q：先ほどの説明で広報広聴委員長から「説明責任は議会にある」という発言がありました。ここにそもそも対立があると思ってるんです。説明責任が議会にあり、議員ではないのかということなんです。その根拠は、どういうところから発しているのかが気になるんです。

憲法とか地方自治法では、議員が公選されるということですから、議員というのは、代議制民主主義の中においては選挙されるということが唯一正当性の根拠であると思うんです。翻れば選挙で名前を書いてもらうわけですから、名前を書いてもらったことに対して説明責任を負うというのは表裏一体の関係になると思うんです。私はそのように認識してるんですが、議会が住民に対して合議体として説明を行う根拠というのは、どういうところにあるの

かということなんです。先ほど、広報広聴委員長がおっしゃったように議員の権限というのは法律にあまり書いてなくて、議会の権限というのが書いてあるのだということを根拠にされるのかもしれないんですけども。

A：自治法の第96条に議決事件の規定があります。つまり、各議会の権限は、そこです。議員が最終的に「私は賛成したけど」「反対したけど」ではなくて、会津若松市議会が議決したことが結果なんです。会津若松市議会が議決した責任は最終的にあります。当然、議員個人の責任はあります。しかし、議決は最終的には議会が行います。15対14だって会津若松市議会が議決して議案が通ったら、反対しようが何しようが議会の意思ですから。その意思を、賛成だろうが反対だろうが説明する。ただし、その説明の中では、「賛成する方の意見がこうだ」と「反対する方の意見はこうだ」と。「広報議会」の中に必ず、賛否があった案件については反対、賛成の議員は、どういう理由があったのかというのをきちんと説明して、なおかつどのような議員の方が賛成したのか、反対したのかも記載しましょうと。これは議会基本条例の中でも明記しています。当然、説明責任を果たすということになります。

Q：議会としての説明責任の中で議員それぞれの投票行動の結果を示す、あるいは議論の過程を示すことによって、議員の説明責任を包含した形で両者がオーバーラップするという認識ですね。分かりました。

それと、本区議会でも議会報告会が検討課題に挙がっておりますけど、議会報告会、あるいは議会だよりは、ある意味で議会の議論を集約してデフォルメした形だと思うんです。そもそも開かれた議会を目指す中で、議会の生の議論、その王道である議場で行われる議論にいかにか生で接していただくかというのは、議会報告会よりも重要ではないかと思っているんです。その辺の取組というのは、どうなっていらっしゃるのでしょうか。たとえば、インターネット中継であるとか傍聴しやすい時間に議会を開くとかです。

A：資料の57ページ、図表22「今後の議会改革について」は議会の各会派の要望を集約して、代表者会議で確認・決定をした事項です。そこに具体的な検討事項を加えてやっていまして、実は前議長がインターネット配信をしてほしいと言って、議会全体の意思なんだと、この図を示して財政当局と掛け合いました。

あとは、広報紙については、市民に対して議員が主張したいものじゃなくて、議会として市民にお知らせしたいものを前に掲載しましょうと。今までは一般質問の記事が一番前でした。行政の問題、論点を明確にして、こういった形で議員間討議をして議決をし、それに対する賛否がどうなんだということが、市民にとっては一番知りたいことであろうから、これに沿った紙面にしています。

さらには、議会制度検討委員会の中に市民公募委員を入れています。

請願・陳情についても、これは市民からの政策提案でしょうということで、きちんと請願者・陳情者をお呼びし、旅費を支給する制度も整えました。

そうしたことで、口コミではありますが、議会が開かれてきたなど。ただ、もっとICTの関係をやりたいんですが、財源の関係もありますし、新庁舎になるときにやるしかないのかということで話をしています。

あとは、そういったことを正副議長のもとでさまざまな改革について議論しています。

A：議会をより住民の方に身近に感じてもらえるように、議会が何をやっているのかが分かるような議会白書を去年から作り始め、今年は住民に全戸配布をして、中身も今言ったような取組が分かるような形にしています。陳情・請願を出してもらったり、議会に傍聴に来ていただいたり、なるべく身近に感じていただく取組を議会側から積極的にやるということです。

Q：政策討論会を基本的な政策の研究・立案・提言につなげる機関と位置付けていらっしゃるわけですけども、これとは別に議員に認められている議案提案権を阻害しないのかが気になります。政策討論会とは別に、同じ内容について議員が提案することが認められるのか。あるいは、それより優先して政策討論会を使うべきだという位置付けをされているのか。

A：当然ながら自治法で認められていることですから、あります。今までも決議案は政策討論会とは別に自治法に基づく提案をしています。一方では、議案までにはいかないけど、政策的

なものについて議長のもとで策討論会において議論したいということもあります。政策を練り上げてきて、これは議会の意思として議決しなくちゃならないということになると、政策討論会の分科会の中から議案を提案して定例会で議決することになっています。そこは整理しながら、できるようにしています。

議決をする前段として政策を練り上げる政策討論会でできあがったものについて、議会の意思として決定すべきだということであれば議会の意思として決定する。議会の意思の決定というのは、執行機関にプレッシャーを与えます。たとえば、今までやってきたものでは財政の健全化についての決議があります。財政調整基金の積立てについて決議してきました。それを受けて執行機関は、財政調整基金を単に積み立てるのではなくて、きちんと明確な意思をもって積み立てるということで3年も4年もかかってやっております。それは厳しく我々もチェックする。決議して終わりではなくて、決算審査の中で、「どういうふうな状況になってるんですか」と説明を求めながら、市民のための財政運営を図っています。

Q：政策討論会で議論すべき課題が挙がって多数の賛同を得られなくて議案として提案できないといった場合に、その政策形成サイクルから外れて自治法に基づく議案提案権によって提案するということになるんですか、想定される流れというのは。

A：自治法が基本ですから、それを条例が越えることはできません。議員の権利とかは、まず担保された上で、議会基本条例の中で運営上、議員間討議だったりをやっていこうということです。自治法に載っている議員の権利とかは、そのまま守られてるということです。

A：実際あったのが、総務委員会の中で決議案について議論してきたんですが、否決されました。ところが、これをやらないといけないということで有志の議員3人が本会議に決議案を上程して、本会議で可決した事例もございます。自治法で認められていますので、否決されても本会議に上程することは可能です。

A：委員会のメンバー構成によっては否決される場合もあります。でも、本会議では可決されるという場合もあります。

Q：「議会は条例をつくる」というのが議決事項に入ってますけども、よく読むと「議会がつくるべき」とは書いてないんです。結局、首長も議会も両方提案権がある。どちらに重きを置くべきかということは書いてないということをお話したいんですが、首長と首長系会派みたいな存在ってあるわけです。いわゆる与党系会派が、議会に出ない中で事前交渉をしたりして政策立案をして、それを踏まえて見えないところで首長が与党のことを聞いて、案を修正した上で議案を出してきて、それを与党が可決するというのはひとつの知恵だとは思いますが。このことと議会改革というのは、どうリンクするのかなど。それが悪だとは思わないんです。ひとつの知恵だと思えます。ただ、非公開というところはあるんですけども。たとえば昨年、私もかかわったんですけど、墨田区議会で空き家対策の条例をつくったときに、区長は自分の附属機関をつくり、交渉会派4会派から附属機関の委員に入っていたらいて立案して、それを議案として出してきたと。これもひとつの知恵だと思ってるんです。この点についての考え方は、いかがでしょうか。

A：手法に新しいも古いもないのかもしれませんが、どちらかという古い手法かと思えます。昔からのやり方は、そういう形だったと思います。首長選挙で応援した議員がその首長を当選させれば、当然首長はその議員に借りをつくるわけです。その議員たちの会派からの要望とかがあれば、何らかの見返りといっていいかわからないけど、そういうことをやっていったんでしょう、今までは。

でも、それが市民全体のためになるのかというと、中にはそういうものもあるでしょうけど、一部業界のための利益誘導であったり、そういうことのほうが傾向として多い感じもあります。やはり議会としてとるべき道ではない。本当に必要なことであれば、議会の中で自治法に基づいて提案して、議会の中で議論していく。議会と首長部局は一体ではありません。それぞれの権能、役割があるわけですから、そういう中で議会は議会の機能・役割を果たしていく。そうでなければ、なれあいになっちゃいます。チェックもできなくなっちゃう。逆に会派が首長に借りをつくるわけですから。お互いになれあいになるし、そういうことは市

民から見れば非常に不信を買う。首長も議会も不信を買うことになり、議会はいらないんじゃないかという話にもなりますから。議会は議会としての役割を果たして、首長との一定の距離感をもつべきです。議会として議会の中で議論していく。本当に必要な政策であれば、議会から首長に提案していけばいいんであって。あまり議員としてやるべき行動ではないと思います。その辺は議員の矜持の問題です。

議員としての説明責任も果たせないんじゃないかと思います。やはり公明正大に。その政策が良ければいいんでしょうけども、ちょっと不透明な予算の付け方であったり事業であったりしたことに対して市民から聞かれたときに議員が答えられないじゃないですか。そういう説明責任を果たせない表決とか行動というのは、議員はすべきじゃないと思います。

Q：たとえば昨日の意見交換会ですが、参加者は年配の方が非常に多くて、たまたま私が見た会場のほうでは、申し訳ないんですが、政策形成につながるような、議会としてきっちりとらまえて政策として形成していこうという中身のお話は正直言ってなかったように思います。

それから、これだけの試みをしている中では、若い方の政治参加という問題が当然出てくるんじゃないかと思います。ただ、地域の事情もあるし、人口構成の問題もあるとは思いますが、たとえば議員さんの中で、若い議員さんが出てきて先進的取組に自分も入ってやるんだという意気込みというのがこの何年間かの中であるのか、ないのか。

A：昨日の意見交換会で、議会側として政策を練るために挙げたテーマは「除雪」です。私道の除雪、一人暮らしの方の除雪、そういうのに本当に困ってる方がいらっしゃる。それはあの地区に限らず市内全体で共通なんです。

市は市道しか除雪しないんです。分譲して私道のまま所有権がそのままになってるところの除雪は市はやらないんです。私道の除雪は、市民が若いときには自分たちで協力してお金を出し合っていたんです。それが何十年も経って若い世代がそこに住まなくなって、高齢者の方々だけが住むようになる。私道は共有名義で持ってますから、その所有権を市に移転して市に除雪をやってもらおうと思ったら、相続が発生しちゃってて収拾つかなくて所有権の移転もできない。お手上げだと。だけど、雪は毎年積もって除雪に困っている。

今まで首長部局に言っても、首長部局は「私道ですから自分たちでやってください。市ではできません」の一点張り、にっちもさっちもいなくて困っちゃうと。

そういう課題がどこの意見交換会でも出ますから、それを市全体の課題として取り上げようということで建設委員会の中で取り上げてもらいました。調査をし、補助制度を拡充したり、場合によって公共性が高いような道路については私道であったって市が直接除雪をやるべきだという政策提言をすべきじゃないかという議論をしていました。市は市でその議論を受けて、今年9月までには自分たちの考え方を整理して調査して行いたいという話をしてます。

私道の除雪というのに公費を使うということですから、合理的な理由がないと使えない。だけれども、それらの裏づけとして、議会から「それもやるべきじゃないか」ということを言ってあげることによって、首長部局も重い腰を上げることが可能になってくると思うんです。ある意味、議会を首長部局は利用していただいたほうがいいと思うんです。議会からの強い要望なり決議があったのであれば、私道についても一定の基準を決めて認定して除雪を直接公費でやろうという仕組みをつくってあげればいわけです。昨日の意見交換会の場合は、それがひとつのテーマだと我々議会は捉えています。

あと一人暮らしの老人も段々増えてます。家の前の除雪ができないとか。それについては市全体のテーマなんだから、どういうサポートができるか仕組みづくりを検討すべきだというような政策提言を議会からやる、そういうことです。

A：若い方の政治参加については、大学の先生が意見交換会を見に来ると「参加者に若い人が少ないね」とか「参加者の属性が同じだね」とか言うんですが、「先生、そんなこと言わないでください」と。「全国で、こんなに粘り強くやってるのは会津若松市議会しかないんです」と。参加者は最高で50人以上来ます。最低で2人です。だけれども、それに一喜一憂するんじゃないなくて、継続してやっていきたいと思います。

そうは言っても、議会の中で議論が深まらなないと、意見交換会をやっても「そんな話は聞きたくない」とか参加者に言われます。皆さまのお手元の資料に「市民との意見交換会・報告書（大戸地区）」というのがありますので、ご覧ください。市民との意見交換会や議会報告会をやってる議会の多くの方々は一回、二回やると手詰まり感が出てきます。なぜかという、市民からの要望を聞く一方だからです。議会の中に、市民からの要望を整理する所管の広報広聴委員会がないからです。議論する場である政策討論会がないからです。

実は大戸地区は、中山間地で人口が減少してます。最初、除雪の問題だけではよく分からなかったんですが、こちらの報告書をまとめる中で分かったのは、もっと住民に寄り添って深掘りしないといけないと。地区内の3つの集落で除雪の仕方がまったく違って、それまで除雪の問題だと言ってたんですが、問題はそこではなかったというのが分かりました。つまり、コミュニティを形成する人口の減少によって集落の維持すらできなくなってきたところに、除雪の問題があったということです。ですから、住民に寄り添った形で除雪やコミュニティの維持をこれから考えないといけないんです。そうしたことが市民との意見交換会での除雪というテーマを通して見えてきたわけです。

参加者の属性は確かに高齢者が多いんですが、その先を見ていくという形が今必要になってるのかと思います。

A：議会改革が若い方々の立候補につながればいいと思ってます。議会が目に見える形で一所懸命やってる姿を見て、若い人が志を持って議会に入ってきていただけることにつながっていけばと思います。若い方々の立候補を下支えするのは報酬という面で、4年間なら4年間、その間はちゃんと政治に取り組める、議会活動に取り組めるという生活を保障するレベルの報酬でなければ若い人だって議会に入ってきてません。魅力のない議会、活力のない議会になってしまうと思います。

Q：意見交換会のまとめの報告文がありますけど、全地区で報告の共有をしているのかどうか。それと、昨日の意見交換会で、いろんな方の意見を聞いてると思うんですけど、そのフィードバックは次回の意見交換会のときに報告せざるを得ないのか。個人的に報告するというのがあるのか。

A：報告文は、まず班と広報広聴委員会の委員に配って、あとは各地区の区長さんに配布します。その後、広報広聴委員会の中で、こういうことを広めましょうということになれば、粛々と進めるという形にしていきたいと考えています。

あとは、昨日の意見交換会でも言っているんですが、1カ月後には報告文として各会場、公共施設に置きます。インターネットでも配信します。なおかつ、次の13回目の意見交換会の中では前回の報告文もお渡しします。これをつくり始めたのは途中からで、市民からの要望に基づいて始めました。前回出た意見は前回出席した方しか分からない。しかも、そのときに質問した方が納得していても、その方が2回目に欠席して、ほかの方から「この場には報告していない」という話になっちゃって。最初は抵抗感があったんです。報告文をまとめるというのは。しかし、やったら楽だったんです。逆に評価されて。「執行機関は報告を出さないのに、議会は出したものだ」と言われましたから。

ただ、問題なのは、そこに掲載するようなことをきちんと各班でやってくださいと。昨日の意見交換会もそうですが、必ず「現地調査してくれ」とか言われたり、「どうなってんだ」と数値を聞かれても私たち議員は分からないんです。そうすると、「分かりません」で終わるんじゃなくて、「報告文に載せますか、載せませんか」と聞いてくださいと。「載せなくていいですよ」と言わないと、後で報告をもらうものと思ってるんです。ところが、報告にないと「何だ」ってことになりますから。

A：おっしゃるとおりフィードバックしていかないと、「何のためにやってるんだ」と必ず言われます。そうすると、「次から来なくてもいいだろう」という話になって、意見交換会を継続できなくなります。意見を受けたものについては、必ず「こうしました」「ああしました」という報告をする形をとっています。

以上